

「健康横浜2 1 普及啓発・広報プロモーション業務委託」に関する質問への回答

	質問	回答
1	<p>業務説明資料 6 業務概要 (2)</p> <p>「第3期健康横浜2 1」のブランド要素の作成（次の①～④の動画が作成できれば、1つのもので構わない。）とありますが、1つのものというのは、それぞれ1種類作ればいい、という意味でしょうか。</p>	<p>①青年期（16～22歳頃）向け、②成人期（20～39歳）向け、③壮年期（40～64歳）向け、④全世代向けの動画において、一つの共通したブランドストーリーをお使いいただくことは可能です。ただし、業務説明資料3ページ【作成する動画の種類】の表にある通り、①～③は15秒版、④は15秒及び30秒版、解像度は横1920px×縦1080px、横1080px×縦1920pxの2種類の動画を作成してください。</p>
2	<p>業務説明資料 6 業務概要 (3) 特定ターゲットへの普及啓発施策とその効果拡大を図る広報プロモーションの企画提案書の作成</p> <p>これは企画提案書を作ることのみが要件であり、この中で提案する内容は参考見積書に入れなくてよい、でいいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>提案内容の実施に係る費用は参考見積書に含めなくてかまいません。</p>
3	<p>業務説明資料 6 業務概要 (4) 40～50歳女性をメインターゲットとした栄養・食生活、運動のチャレンジ企画の企画・実施</p> <p>ここで使用するアプリは、既存アプリとして、チャレンジ企画終了後、横浜市所有のアプリにはできなくても問題ないでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>